

2025年9月16日

各位

株式会社 みなと銀行

手形・小切手の発行終了に伴う「当座勘定規定」の改定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、みなと銀行をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

2024年10月28日付「手形・小切手の全面的な電子化に向けた手形・小切手の発行終了等について」にてご案内しておりました通り、2025年9月30日をもって手形・小切手の発行が終了となります。それに伴い、2025年10月1日より当座勘定規定を以下の通り改定します。

今後もお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【新旧対照表】 *赤字部分を削除、下線部分を修正
(一般当座用)

改定前	改定後
<p>第8条 (手形・小切手用紙)</p> <p>⑤手形用紙、小切手用紙、または当社所定の払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑦前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当社所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>⑧2024年1月4日以降に開設された当座勘定については、手形および小切手の発行はいたしません。</p>	<p>第8条 (手形・小切手用紙)</p> <p>削除</p> <p>⑤当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑥前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当社所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>削除</p>

(専用約束手形口用)

改定前	改定後
<p>第8条 (手形用紙)</p> <p>③手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>④専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</p> <p>⑤当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑥前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当社所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>第8条 (手形用紙)</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>③当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>④前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当社所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>
<p>第9条 (手数料)</p> <p>前条の手形用紙の交付をうけるにあたっては、当社所定の手数料を支払ってください。</p>	<p>第9条 (手数料)</p> <p>削除</p>

以上